

年 月 日

## 稻毛区自主企画事業補助金交付申請書（地域づくり活動支援事業）

(あて先) 稲毛区長

申 請 者

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※)法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度地域づくり活動支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

## 1 申請団体

団 体 区 分	町内自治会・ボランティア団体・市民活動団体・N P O 法人等・市内の学生団体		
設立(活動開始)年月日	年 月 日		
構成員数(会員数)	人( 年 月 日現在)		
ホ ー ム ペ ー ジ	有[【URL】]・無		
活動趣旨・目的			
活動内容・実績			
助成実績・予定	(過去5年間に他団体(本市を含む)からの助成実績等がある場合に記入) ( 年度他団体(本市を含む)からの助成予定がある場合に記入)		

## 2 申請事業

活 動 名			
申 請 区 分	区テーマに基づく活動支援 ・ 地域活性化活動支援		
共催・後援・協賛等	無・有 → 共催・後援・協賛・協力[ ]		
補 助 金 交 付 申 請 額	円		
事 業 総 経 費 (対象事業費)	[収入総額(見込み)]	円	
[支出総額(見込み)]	円		
実 施 時 期 ・ 期 間	年 月 日	～	年 月 日
補助金の交付を受けたい時期	年 月 日		
添 付 書 類	1. 事業計画書(様式第5号) 2. 収支予算書(様式第6号) 3. その他区長が必要と認める書類		

## 3 担当者連絡先

役 職		氏 名	
電 話		F A X	
携帯電話		Email	
住 所	〒		

## 稻毛区自主企画事業補助金交付申請書（地域拠点支援事業）

(あて先) 稲毛区長

申 請 者

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度地域拠点支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

## 1 申請団体

団 体 区 分	町内自治会・ボランティア団体・市民活動団体・N P O 法人等・市内の学生団体		
設立(活動開始)年月日	年 月 日		
構成員数(会員数)	人( 年 月 日現在)		
ホ ー ム ペ ー ジ	有[【URL】]・無		
活動趣旨・目的			
活動内容・実績			
助成実績・予定	(過去5年間に他団体(本市を含む)からの助成実績等がある場合に記入) ( 年度他団体(本市を含む)からの助成予定がある場合に記入)		

## 2 申請事業

事 業 名		
建 物	所在地 〒 建物の名称	住所 稲毛区 / 賃貸借契約の相手方
補 助 金 交 付 申 請 額	家賃補助 設備補助	円 円
事 業 総 経 費 (対象事業費)	[収入総額(見込み)] [支出総額(見込み)]	円 円
賃 貸 借 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
補助金の交付を受けたい時期	年 月 日	
添 付 書 類	1. 事業計画書(様式第5号) 2. 収支予算書(様式第6号) 3. 賃貸借契約にかかる見積書(家賃補助申請の場合のみ) 4. 物件の平面図 5. 設備にかかる見積書(設備補助申請の場合のみ) 6. その他区長が必要と認める書類	

## 3 担当者連絡先

役 職		氏 名	
電 話		F A X	
携帯電話		Email	
住 所	〒		

年 月 日

## 稻毛区自主企画事業補助金交付申請書（稻毛区民まつり事業）

(あて先) 稲毛区長

申 請 者

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度稻毛区民まつり事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
交付を受けたい時期		年 月 日
事業の	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添付書類		1. 事業計画書（様式第5号） 2. 収支予算書（様式第6号） 3. 実行委員会設置要綱 4. その他区長が必要と認める書類

## 暴力団排除に関する誓約書

稻毛区自主企画事業（稻毛区地域活性化支援事業）の交付要望及び申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、千葉市が暴力団排除に必要な場合には、千葉県警察に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「条例」という。第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体

年       月       日

千葉市稻毛区長あて

(誓約者)

団 体 名

住 所

代表者の職・氏名

(注) 法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

団体名	
-----	--

## 事業計画書

応募する活動・事業について

事業名	
目的 (解決したい地域 課題など)	
取組内容 (地域拠点支援 事業の場合は拠 点の使用方法等)	
実施スケジュール (地域拠点支援の 場合は拠点の利用 計画等)	
実施場所・地域	
応募する活動・事業の終了後に、地域がどのようになることを期待しますか。 (地域拠点支援事業の場合は補助期間終了後の拠点維持等も含めて記載)	
来年度の展望(予定)	

団体名	
-----	--

## 収支予算書

### 1 収入

収入科目	金額(円)	内訳
市補助金		
寄付金		
参加費		
雑収入		
その他		
計		

### 2 支出

支出科目	金額(円)	内訳
計		

注) 以下のような助成金の使用は対象としません。

- ・親睦のための飲食及び酒類
- ・団体内、又は単価5万円を超える謝礼金

様

## 稻毛区自主企画事業補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

稻毛区長

補助金交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交 付 条 件	<p>1. 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りでない。</p> <p>2. 補助事業を中止、又は廃止する場合には、事前に区長の承認を受けること。</p> <p>3. 補助事業が計画どおり実施できない場合又は補助事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。</p>

## (審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

稻毛区自主企画事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった  
事業補助金について、審査  
の結果、交付しないことと決定したので、千葉市補助金等交付規則第4条3項の規定により通知し  
ます。

年 月 日

稻毛区長

理 由

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 稲毛区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書

(あて先) 稲毛区長

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった  
事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、要綱第7条第  
1項の規定により申請します。

事業の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定年月日	年 月 日	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 事業変更計画書</li><li>2. 変更計画に係る収支予算書</li><li>3. その他区長が必要と認める書類</li></ul>	

様

稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

年 月 日

稻毛区長

1 承認事項

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった稻毛区自主企画事業変更（中止・廃止）承認について、承認しないことと決定しましたので、通知します。

年 月 日

稻毛区長

1 不承認の理由

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 稻毛区自主企画事業状況報告書

(あて先) 稲毛区長

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった  
事業の平成 年 月 日現在の遂行状況について、千葉  
市補助金交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日	年 月 日
完了予定期日	年 月 日
補助事業の経過及び報告	
添付書類	1 経過及び内容を証する書類等 2 その他区長が必要と認める書類

年 月 日

## 稻毛区自主企画事業実績報告書

(あて先) 稲毛区長

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった  
 事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

事業着手年月日	年 月 日		
事業完了年月日	年 月 日		
補助金の交付決定額	円		
	年 月 日交付	年 月 日交付	円
補助金の既交付額		計	円
事業の経費精算額	円		
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書 3. その他区長が必要と認める書類		

稻毛区自主企画事業補助金額確定通知書

千葉市達 第 号  
年 月 日

様

稻毛区長

年 月 日付稻毛区自主企画事業実績報告書により、 年度  
事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第  
13条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 稻毛区自主企画事業補助金交付請求書

(あて先) 稲毛区長

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号稻毛区自主企画事業補助金額確定通知  
書により確定した 事業補助金の交付について、千葉市  
補助金等交付規則第16条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 金 の 確 定 額		円
	年 月 日 交付	円
補助金の既交付額	年 月 日 交付	円
	計	円
補助金の交付請求額		円
添 付 書 類	稻毛区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し	

年 月 日

## 稻毛区自主企画事業補助金一括（分割）事前交付請求書

(あて先) 稲毛区長

住 所

名 称

代表者職・氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった  
事業補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額			円
	年 月 日交付		円
補助金の既交付額	年 月 日交付		円
	計		円
補助金の交付請求額			円
添 付 書 類	稻毛区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し		

様

## 稻毛区自主企画事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した

事業補助金交付決定の（全部・一部）を次のとおり取り消したので、千葉市  
補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

稻毛区長

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取り消しの理由	

## (審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

## 稻毛区自主企画事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　月　日

稻毛区長

補助金の交付決定額		円
	年　月　日交付	円
補助金の既交付額	年　月　日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年　月　日	
返還を命ずる理由		
返還方法	市が発行する納入通知書により返還すること	

## (審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。